

品川区障害者歯周疾患改善指導事業実施要綱

制定 平成24年5月31日 要綱第147号

改正 平成27年3月 3日 要綱第 98号

(目的)

第1条 品川区障害者歯周疾患改善指導事業は、品川区障害者歯科健康診査実施要綱（平成24年5月要綱第146号）に規定する、品川区障害者歯科健康診査（以下「障害者歯科健診」という）をきっかけとした事後指導の充実を図ることにより、歯周疾患予防対策の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 障害者歯周疾患改善指導（以下「改善指導」という。）の対象者は、障害者歯科健診対象者のうち、障害者歯科健診を受診した者で、診査結果が次のいずれかに該当し、本人が改善指導を希望する者とする。

ア 要指導と区分された者

イ 要精密検査と区分された者のうち、歯科医師が歯周疾患に関して医療を受ける必要はないが、指導が必要と判断した者

ウ 異常なしと区分された者のうち、歯科医師が歯周疾患に関する指導が必要と判断した者

(事業の実施)

第3条 改善指導は、地区歯科医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第4条 地区歯科医師会は、同会に加入している医療機関のうちから実施機関を指定するものとする。なお、改善指導は障害者歯科健診を実施した同一の医療機関で行わなければならない。

(実施期間)

第5条 改善指導は、障害者歯科健診実施期間を通じて実施する。ただし、改善指導の日および時間は、実施機関の診療時間内とする。

(指導の方法)

第6条 改善指導は、同一人に対し、原則として3か月の間に2回実施することとし、指導の方法は、東京都が定める歯周疾患改善指導事業マニュアルに基づき行う。

2 医療機関での指導は次の趣旨を踏まえて実施するものとする。

ア 第1回指導(障害者歯科健診実施時)

健診実施時に歯科保健習慣等の把握を行い、健診結果および歯科保健習慣に基づく指導、目標設定等を実施する。

イ 第2回指導(健診の約1か月後から3か月以内)

健診による歯周組織の改善状況の評価および歯科保健習慣改善度・目標達成

の評価を行うとともに、その後の歯科保健習慣等について指導を行う。

(費用)

第7条 改善指導に要する費用は、全額区の負担とする。

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して改善指導事業の周知を図るため、区の広報紙等への掲載、実施機関、障害者施設等において事業案内広告の掲示等をするものとする。

(受診後の措置)

第9条 実施機関は、必要な指導を行うとともに、指導結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

2 地区歯科医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第10条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は健康推進部長が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。